

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 の一部改正を求める意見書

障がい者の虐待等の防止に向けた取組については、平成23年に制定された障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」という。）に基づき、市町村では障がい者虐待防止センターの設置、障がい者福祉施設等への研修・指導等に取り組んできた。障がい者に対する虐待は、人としての尊厳を害するものであり、障がい者の自立や社会参加を促進する上で、虐待を防止することは極めて重要なことである。

しかし、障がい者虐待の通報件数は年々増えており、神奈川県においても、令和2年度に寄せられた障がい者虐待に関する通報・相談等の件数は、440件と、前年度から15件増加している。

障害者虐待防止法において市町村への通報が義務付けられているのは、「養護者による虐待」、「障がい者福祉施設等従事者による虐待」、「使用者による虐待」に限られており、医療機関を利用する障がい者に対する虐待防止等は法で定義されているものの、通報の義務はない。医療機関に入院等をされている障がい者に対する虐待は、治療・回復しようと思っている人の人権を踏みにじるものであり、虐待防止の取組と併せて、早期の発見と対応が求められる。

一昨年前、神戸市の精神科病院で痛ましい事件があった。患者、家族は、一般的に精神疾患や治療に関する情報、知識を十分に得ているとは言えず、自身や家族が発症して初めて精神科医療と接点を持つことが多い現状がある。このことが、拘束、隔離、投薬等で不適切な処遇が行われたとしても、患者本人、家族が声を上げることができない要因の一つとなっている。一方で、医療機関としても限られた医療提供体制の中で精一杯の対応をしているところだが、障がい者等が安心して医療を受けられる体制を確保するため、医療機関の実情を丁寧に把握し、改めて医療提供体制の在り方を検討する必要がある。

よって、国におかれでは、障がいを有しても、誰もが人として尊重され、地域社会の一員として暮らし続けられるよう、また、精神医療をより良いものとするため、次の事項に取り組まれることを強く要望する。

- 1 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の一部を改正し、虐待発見時の市町村への通報義務対象として医療機関における虐待も対象とすること。
- 2 精神科病院における患者の権利や尊厳を確保するため、医療機関が抱える課題等の実情も踏まえた上で、適正な処遇や適量投薬を確保するための取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月29日

衆議院議長
参議院議長 あて
内閣総理大臣
厚生労働大臣

茅ヶ崎市議会